

# 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務（以下「本業務」という。）の目的達成に向け、最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザル実施のための必要事項を定めるものである。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務

### (2) 業務目的

本業務は、市民のユーザビリティ向上に資する行政サービスを行うため、「建築計画概要書等」の写しの取得について、窓口を訪れた市民がタッチパネル式モニターを用いて必要な情報を容易に検索し、印刷物の出力までセルフで行える「閲覧システム」の構築を目的とする。

### (3) 業務内容等

#### ア 業務内容

(別添 1 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務調達仕様書)のとおり

#### イ 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 1 7 日(金)まで

### (4) 提案上限価格

契約上限価格及び参考価格(消費税及び地方消費税抜)は次表のとおりで、この条件に該当しない場合は、評価を行わないため留意すること。

なお、費用については、開発期間(令和 4 年度)及び運用期間(令和 5 年度からの 5 年間)の総費用で評価し、本契約に含まれない費用も考慮して判断するため、必要な費用は漏れなく記載し、併せて根拠と詳細な仕様も提示すること。

調達区分	調達内容	価格(税抜)
高松市建築計画概要書等 閲覧システム構築業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■システム開発費</li> <li>■システムに必要な機器等 各 2 基               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等ソフトライセンス</li> <li>・タワー型 P C</li> <li>・課金機(レシートプリンター含む)</li> <li>・プリンター(A 3モノクロレーザー)</li> </ul> </li> <li>■建築計画概要書(PDF ファイル)の加工 約 9 万件</li> </ul>	契約上限価格 23, 000 千円以内

高松市建築計画概要書等 閲覧システム運用保守業 務	■システム運用保守費(5年間分)	参考価格 2,250千円以内
---------------------------------	------------------	-------------------

- (5) システム稼働開始予定日  
令和5年4月3日(月)

## 2 スケジュール

実施内容	実施期日
公募型プロポーザル実施要領の公表	令和4年6月9日(木)から
参加表明書の提出期限	令和4年6月15日(水)まで
公募型プロポーザルに関する質問書受付期限	令和4年6月21日(火)まで
公募型プロポーザルに関する質問書回答期限	令和4年6月27日(月)まで
企画提案書又は参加辞退書の提出期限	令和4年7月5日(火)まで
書類審査の結果の通知(※)	(予定)令和4年7月11日(月)
プレゼンテーションの実施	(予定)令和4年7月15日(金)
選定結果の通知	令和4年7月下旬頃
契約締結	令和4年7月下旬頃

※ 書類審査は、別添2 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務事業者評価基準のとおり行い、書類審査の結果及びプレゼンテーションの開始時間等を通知する。

なお、書類審査の上位2者をプレゼンテーションに参加させるものとする。

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、(様式1 参加表明書)の提出をもって下記要件を全て満たしていることを誓約したものとみなす。

- (1) 過去5年以内に、今回提案するものと同等のシステムの受注実績があり、現在も運用保守契約等を締結していること。なお、今回の案件について、業務提携により、業務の一部を他の業者に委託する場合には、当該他の業者の承諾を得た書面を添付することにより、実績として計上できるものとする。
- (2) 障害発生時に迅速な復旧を行う等、本システムの運用に支障がない体制を構築すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成

- 14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 本事業への参加を申し込む書類の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

#### 4 書類の提出先(事務局)

高松市 都市整備局 建築指導課  
〒760-8571 香川県高松市番町1-8-15  
電話：087-839-2488  
E-mail：kenchikushidou@city.takamatsu.lg.jp

#### 5 配布書類

##### (1) 配布書類

- ア 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務公募型プロポーザル実施要領  
(本書)
- イ 別添1 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務調達仕様書
- ウ 別添2 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務事業者評価基準
- エ 様式1 参加表明書
- オ 様式2 質問書
- カ 様式3 企画提案提出書
- キ 様式4 業務実績書
- ク 様式5 要求機能要件書
- ケ 様式6 提案価格内訳書

##### (2) 配布方法

高松市ホームページからダウンロードすること。  
高松市ホームページ → 事業者の方へ → 入札・契約情報 →  
その他の課(募集) → 2公募型プロポーザル(コンペ方式を含む)

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

- ア 本プロポーザルに関する質問は、質問内容を簡潔にまとめ、(様式2 質問書)により電子メールで事務局へ提出すること。
- イ 電話による質問、質問書受付期限後の質問及び企画提案書の作成に関連がない

と事務局が判断する事項についての質問は、受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和4年6月21日(火)午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答

ア 令和4年6月27日(月)までに質問内容及び回答をホームページに掲載する。

イ 回答に対する問合せは、受け付けない。

ウ 回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び留意事項

参加希望者は、次のア及びイの書類を事務局に提出すること。

ア (様式1 参加表明書) 1部

イ (様式4 業務実績書) 1部

(2) 提出期限及び方法

ア 提出期限

令和4年6月15日(水)午後5時15分まで

イ 提出方法

提出書類を事務局へ持参又は郵送すること。

(ア) 持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、事前に持参日時を連絡すること。

(イ) 郵送の場合は、提出期限必着とし、必ず郵送後に確認の電話連絡を行うこと。

8 参加辞退書の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書(任意様式)を令和4年7月5日(火)午後5時15分までに持参又は郵送で提出すること。

なお、提出方法は、「7 参加表明書等の提出」(2)イと同様とする。

9 企画提案書の書式及び提出書類

(1) 企画提案書の書式

ア 用紙サイズ：A4判

イ 原稿の向き：縦・横自由

ウ フォント：ゴシック・10.5ポイント以上

エ (別添1 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務調達仕様書)に記載の企画提案書記載要件の全てについて記載すること。

オ 記載事項の順序は、調達仕様書に記載の順序に合わせること。

カ 企画提案書の本文は、20ページ以内(表紙、目次等は除く)で、できるだけ簡潔に分かりやすく記載すること。

キ 記号・略称等の使用：初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。  
なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響が出る可能性がある。

(2) 提出書類

ア (様式3 企画提案提出書)、(様式5 要求機能要件書)、(様式6 提案価格内訳書) 各1部

イ 企画提案書 8部 (提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを1枚提出すること。)

(3) 提出期限

令和4年7月5日(火)午後5時15分まで

(4) 提出方法

「7 参加表明書等の提出」(2)イと同様とする。

## 10 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和4年7月15日(金)を予定とする。参加者の確定後に、開始時間等について、電子メール及び電話で通知する。

(2) 実施場所

高松市番町1-8-15 高松市役所本庁舎内会議室

(3) プレゼンテーションの構成

プレゼンテーションは、1参加者当たり60分以内でヒアリングを実施する。

ア プロジェクト管理者及びリーダー予定者による企画提案書の要旨説明(10分程度)

イ プロジェクト推進体制と参画予定者の役割説明(5分程度)

ウ デモンストレーション(30分程度)

デモンストレーションの内容は、参加者の選択により(別添1 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務調達仕様書)の(別紙1 機能要件)を含めるものとする。

エ 質疑応答(15分程度)

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、補助員を含め3名までで行い、プロジェクター、パソコン等は参加者が準備すること。

(イ) 参加者は、可能な限りシステムが動作する実機を用いてプレゼンテーションを行うこととし、実機での説明が難しい場合は、画面サンプル等の資料を用いて評価者がイメージしやすいよう、分かりやすく説明を行うこと。

## 11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) 提出された書類の提出方法、提出先、期限に示された条件に適合しない場合

- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案上限価格を超えた場合
- (4) 参加申請後に、高松市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合
- (5) 参加者が、契約締結日までに会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

## 12 評価・審査及び選定結果の通知

### (1) 評価

提案に係る評価は、高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が別添2 高松市建築計画概要書等閲覧システム構築業務事業者評価基準により行う。

### (2) 審査及び選定

選定委員会が参加者の評価得点等、総合的な審査を行い、契約の交渉を行う候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

なお、参加者が1者のみであった場合でも、選定委員の平均評価得点が500点以上の場合は、有効として取り扱うこととする。

### (3) 選定結果の通知

選定委員会終了後に、参加者全員に電子メールにより、選定結果を通知する。

また、審査の結果については、高松市ホームページに掲載し公表する。

## 13 契約に関する事項

- (1) 本市は、選定された候補者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 候補者と契約締結に至らなかった場合は、選定委員会は新たな候補者を選定し、本市は、その候補者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約相手として決定した者は、契約用見積書その他契約に必要な書類を作成し、速やかに提出するものとする。
- (4) 業務委託契約の手続及び契約書の作成は、高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)によるものとする。

## 14 その他の留意事項

- (1) 参加表明書、企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に関する経費、その他本プロポーザルに参加するための一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (3) 提出書類等に記載された内容は、本プロポーザルの実施に関する事務以外には使用しないものとする。
- (4) 提出書類等については、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等

は認めない。

- (5) 特許権、実用新案権その他法令に基づき保護されている権利を侵害し、これにより第三者に損害を与えたときは、その責任の全てを参加者が負うものとする。
- (6) 提出書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、公表その他プロポーザルの実施について必要があると認めるときは、本市は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 選定結果の通知後、契約締結までに高松市入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (8) 本市は、緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを停止、又は中止する場合があるが、その場合において、本プロポーザルの参加者が損害を受けることがあっても本市は、その責めを負わない。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施について必要な事項は、選定委員会が定める。